

高砂市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第6条第1項の規定に基づき高砂市耐震改修促進計画(改定版)(平成28年3月策定)に基づき、高砂市内に存する住宅(国、地方公共団体その他これに準ずるものとして市長が認める団体が所有する住宅を除く。以下「住宅」という。)の所有者等が行う耐震改修工事等に対して補助金を交付することにより、住宅の耐震化の促進を図ること及び地震による住宅の倒壊から市民の生命を守ることを目的とする。

(総則)

第2条 耐震改修工事等に対する補助金の交付については、兵庫県まちづくり部補助金交付要綱及び高砂市各種事業等補助金交付規則(昭和47年高砂市規則第16号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)住宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう、次に掲げる室、設備等の全てを有する建築物又は建築物の一部のことをいう。

ア 一つ以上の居室

イ 専用(共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下この条において同じ。)の炊事用流し(台所)

ウ 専用のトイレ

エ 専用の出入口

(2)戸建住宅

一の建築物が一の住宅となっているものをいう。

(3)マンション

共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。

(4)その他共同住宅

戸建住宅及びマンション以外の住宅(長屋住宅を含む。)をいう。

(5)管理組合

マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第3号に規定する管理組合をいう。

(6)耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」(2012年改訂版、2004年改訂版)による一般診断法又は精密診断法

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年

版)による耐震診断

ウ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める

「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」(2001年版、2017年改訂版)による耐震診断

エ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定

める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」(2009年版)による耐震診断

オ 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章第8節に規定する構造計算(以下「構造計算」という。)による耐震診断

カ 市長がアからオまでに掲げる方法と同等と認める耐震診断

(7)耐震基準

住宅の耐震性に関する別表第1に定める基準をいう。

(8)安全性が低いと診断されたもの

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 耐震診断の結果、耐震基準に満たないもの

イ 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの(ただし、耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。)

(9)耐震改修計画策定

住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす改修計画の策定であって、補強設計及び補強設計に基づく耐震改修工事に要する費用の見積をいい、耐震判定委員会による建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定等を含む。

(10)耐震改修工事

住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす工事であって、次に掲げるものをいう。ただし、カのみによる工事を除く。

ア 基礎、柱、はり及び耐力壁の補強工事(地盤改良工事を含む。)

イ 屋根を軽量化する工事

ウ 床面の剛性を高める工事

エ 第18号に規定するひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法又は別表第2に掲げる工法に該当するものとして兵庫県知事が認めるものによる工事

オ 減築工事(減築後の住宅が第1号に規定する住宅となるものに限る。)

カ 第21号に規定する附帯工事

(11)屋根軽量化工事

住宅の耐震性向上のために行う住宅の屋根全体を非常に重い屋根(土葺瓦屋根)から重い屋根(桧瓦葺等)又は軽い屋根(スレート板、鉄板葺等)若しくは重い屋根から軽い屋根に軽量化する工事をいい、第21号に規定する附帯工事を含むものとする。

(12)シェルター型工事

住宅が倒壊しても、居室内の安全性が確保できる工事であって、次に掲げるものをいい、第21号に規定する附帯工事を含むものとする。

ア 別表第2に掲げる工法のいずれか該当するものとして市長が認めるものによる工事

イ 別表第3に掲げるシェルター等の設置等をする工事

(13)高齢者 交付対象年度の末日時点で満65歳以上の者をいう。

(14)高齢者のみが居住する住宅 居住者の全員が高齢者の住宅をいう。

(15)地震危険住宅建替工事

地震危険住宅(地震の震動及び衝撃に対して、倒壊し、又は崩壊する危険性が高い住宅をいう。以下同じ。)を除却し、現行の建築基準法(昭和25年法律第201号)に適合する住宅を新たに建築する工事をいう。

(16)地震危険住宅除却工事

地震危険住宅を除却する工事をいう。

(17)防災ベッド等

住宅が倒壊しても、安全な空間を確保する防災ベッドその他の装置であって、次に掲げるものをいう。

ア 別表第2に掲げる装置に該当するものとして市長が認めるもの

イ 別表第4に掲げる装置

(18)ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法

平成16年度ひょうご住宅耐震改修技術コンペ又は平成18年度ひょうご住宅耐震改修工法コンペで補助対象工法として認められたものをいう。

(19)住宅改修業者登録制度

住宅改修事業の適正化に関する条例(平成18年兵庫県条例35号)に基づく住宅改修業者登録制度をいう。

(20)事業者グループ

県・市町と連携して耐震化に取り組むものとして、県の登録を受けた、設計事務所及び施工業者から構成されるグループをいう。

(21)附帯工事

次に掲げる工事をいう。ただし、著しい機能向上に係るものを除く。

ア 補強する壁等の部位(以下「補強箇所」という。)の周囲91センチメートルの範囲内における外壁の仕上げ材、下地材等の撤去及び復旧工事並びに当該部分の断熱工事

イ 補強工事が含まれる室における内壁、天井及び床の仕上げ材、下地等の撤去及び復旧工事並びに当該部分の断熱工事

ウ 住宅の耐震性向上に係る工事に伴い必要となる次の工事

(ア)建具の取替工事

(イ)配管又は配線の切替え工事

(ウ)既存の住宅設備機器等(キッチンセット(吊り戸棚を含む。)、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機等)の取り外し及び再取付けに係る工事

エ 屋根を軽量化する工事に伴い実施する下地材及び樋の取替え工事

オ 腐朽、シロアリ等により被害のある部分の取替え工事

カ 劣化の改善となる工事

(補助金の交付対象)

第4条 市は、予算の範囲内において、耐震改修工事等に係る事業等(以下「事業等」という。)に要する経費の

全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等(以下「補助事業」という。)の内容、補助金の額等は、別表第5に定めるとおりとする。

(対象となる住宅の要件等)

第5条 補助事業の対象となる住宅は、第3条に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当しない住宅とする。

(1)現況において、特定行政庁から建築基準法第9条に規定する措置が命じられている住宅

(2)建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法により建築された住宅

2 耐震改修計画策定は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士が行うものとする。

3 前項の建築士は、建築士法第23条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務しているものでなければならない。ただし、当該登録が不要である場合は、この限りでない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業等に着手する前に、補助金交付申請書(様式第1号)に市長が別に定める添付資料を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、申請内容が適切であると認めたときは、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を行うものとする。

2 市長は、交付決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

なお、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 次項の通知を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(実績報告において、第1号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて当該金額を市長に返還しなければならない。

3 市長は、交付決定の内容及びこれに付けた条件を補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

4 補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定による通知が行われた後でなければ、補助事業に着手してはならない。

(申請の取下げ)

第8条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、当該交付決定に係る前条第3項の規定による通知を受けた日の翌日から20日以内の間は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請の取下げに係る交付決定はなかったものとみなす。

(着手届)

第9条 市長は、補助事業者が交付決定を受けた事業等に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

(補助事業の中止)

第10条 補助事業者は、補助事業の中止をする又はした場合、直ちに補助事業中止届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定額等の変更)

第11条 補助事業者は、第7条第3項の規定により通知された交付決定の内容(市長が別に定める軽微な変更を除く。)及び金額(以下「交付決定額」という。)を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書(様式第4号)及び市長が別に定める添付書類を添えて、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、第7条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

3 第7条第4項の規定は、前項の補助金の交付決定額の変更において準用する。

(補助事業の遂行状況報告等)

第12条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、市長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

2 市長は、補助事業の遂行状況を確認するため、必要に応じ、交付決定を受けた補助事業者に対して、工事中に中間検査を実施する。

3 市長は、前項の中間検査を実施する場合は、第7条第3項の規定による通知の際、中間検査実施通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書(様式第7号)及び市長が別に定める添付書類を、市長が指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

(是正命令等)

第14条 市長は、補助事業の完了に係る前条の規定による実績報告があった場合において、当該補助事業の成果が交付決定の内容又はこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該内容又は条件に適合させるための措置を取るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第12条第1項の報告があった場合及び同条第2項の中間検査を実施した場合について準用する。

3 前条の規定は、第1項の措置が完了した場合について準用する。

(補助金額の確定)

第15条 市長は、補助事業の完了に係る第13条(前条第3項において準用する場合を含む。)の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じ行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第8号)により当該補助事業者に通知するものとする。

（全体設計の承認）

第 16 条 補助金の交付を受けようとする者は、やむを得ない理由により補助事業の実施期間が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、事業費の総額及び当該補助事業の完了の予定期日等について、全体設計承認(変更)申請書(様式第9号)を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の申請書を受理し、審査の上適当と認めたときは、当該全体設計を承認し、全体設計承認通知書(様式第 10 号)により同項の規定による申請をした者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、補助事業にかかる費用の総額を変更する場合について準用する。

（補助金の請求及び交付）

第 17 条 市長は、第 15 条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者から提出される補助金請求書(様式第 11 号)により補助金を交付する。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

3 市長は、補助金の交付に関し、代理受領制度を利用しようとする補助事業者がある場合については、高砂市住宅耐震化促進事業に係る補助金代理受領制度取扱要領に定めるところによりこれを行うことができる。

（交付決定の取消し）

第 18 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)この要綱の規定に違反したとき。

(2)補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3)交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4)偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第 12 号)により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 19 条 市長は、前条第1項の規定による取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、第 14 条の規定による補助金の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該確定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の期限を延長することがある。

（加算金及び遅滞利息）

第 20 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年5パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

（設計の確認）

第 21 条 簡易耐震改修工事費補助の補助事業者は、耐震診断を完了した後かつ耐震改修工事に着手する前

に、設計確認書(様式第 13 号)及び市長が別に定める添付書類を市長に提出することができる。

(実績の公表)

第 22 条 市長は、この事業による補助を受けて実施された耐震改修工事の実績の公表を県が行う場合には、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第 23 条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合(その取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上である場合に限る。)は、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、同項の処分制限期間中、保存しておかなければならない。

(台帳整備)

第 24 条 市長は、補助の執行状況を明らかにするため、住宅耐震化促進事業補助金台帳を整備するものとする。

(委任)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年5月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

耐震診断区分		構造種別	耐 震 基 準
(1)	第3条第4号アによるもの	木造	上部構造評点 ≥ 1.0 ※時刻歴応答計算による方法の場合は、これと同等の耐震性を有すると認められること。
(2)	第3条第4号イによるもの	鉄骨造	構造耐震指標 $I_s \geq 0.6$
(3)	第3条第4号ウによるもの	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s ／構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は1.0とする。
(4)	第3条第4号エによるもの	鉄骨鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s ／構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は1.0とする。
(5)	第3条第4号オによるもの	全て	構造計算により安全性が確かめられること。
(6)	第3条第4号カによるもの	全て	(1)から(5)までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。

注)簡易耐震改修工事費補助においては、上部構造評点の「1.0」を「0.7」と、構造耐震指標 I_s (以下「 I_s 値」という。)の「0.6」を「0.3」と読み替えるものとする。

別表第2(第3条関係)

1	一般財団法人日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価された工法又は装置
2	他都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、その都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受けた工法又は装置
3	公的機関の認定・試験等によりその性能が評価された工法又は装置

別表第3(第3条関係)

No.	名 称	会 社 名
1	耐震TBシェルター「鋼耐震」	株式会社東武防災建設 東武ボウサイ株式会社
2	レスキュールーム	有限会社ヤマニヤマショウ
3	シェル太くん工法	株式会社ヤマヒサ
4	シェルキューブ	株式会社デリス建築研究所
5	地震シェルター「不動震」	株式会社東武防災建設 東武ボウサイ株式会社
6	セフティールーム	ハイブリッドハウス販売株式会社
7	シェルBOX	ナスラック株式会社

8	J.Pod耐震シェルター	J.Pod&耐震工法協会
9	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店
10	木造軸組耐震シェルター「剛健」	有限会社宮田鉄工
11	耐震健康シェルター「命守」	株式会社青ヒバの会ネットワーク
12	パネル式耐震シェルター	SUS株式会社
13	シェルキューブR	株式会社デリス建築研究所
14	お部屋まるごとコンテナ型耐震シェルター まもルーム	株式会社カラフルコンテナ

別表第4(第3条関係)

No.	名 称	会 社 名
1	ウッド・ラック(WOOD-LUCK)	新光産業株式会社
2	防災ベッドBB-002	株式会社ニッケン鋼業
3	介護ベッド用防災フレーム	株式会社ニッケン鋼業
4	安心防災ベッド枠A	フジワラ産業株式会社
5	安心防災ベッド枠B	フジワラ産業株式会社
6	耐圧ベッドルーム型シェルター	株式会社エヌ・アイ・ピー
7	耐震シェルター耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業
8	つみつくベッドシェルター	NPO法人つみっくらぶ
9	減災寝室	有限会社扇光
10	シェルターユニットバス(UB)	J建築システム株式会社
11	耐震小型シェルター「構-kamae-」テーブルタイプ	株式会社安信

別表第5(第4条関係)

補助事業の 対象となる 者	住宅耐震化補助
	住宅耐震改修計画策定費補助
	次に掲げる要件を全て満たす者又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族 1 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの)を含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅を所有する者 (1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されるもの (2) 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの 2 兵庫県住宅再建共済制度(家財再建共済制度を除く。)に加入している又は加入する住宅を所有する者 3 高砂市税を完納していること。

補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅(補助事業の対象となる者の第1項及び第2項に定める住宅をいう。以下同じ。)の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費(ただし、その他共同住宅及びマンションにおいては、居住の用に供する部分に係るものに限る。)		
補助率	2／3		
補助金の額	戸建住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は20万円のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)。 ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあっては、3万3,000円を限度とする。	
		補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は12万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)。 ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあっては、4万円／戸を限度とする。	
	マンション	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は補助事業の対象となる住宅の延べ面積(居住の用に供する部分に限る。)を下表に基づき区分し、面積区分ごとの交付限度額単価をそれぞれ乗じて得た額を合算した額のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあっては、下表に基づき算出される額に1／3を乗じて得た額を限度とする。	
		面積区分	交付限度額単価
1,000平方メートル以内の部分		2,400円/平方メートル	
1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分		1,000円/平方メートル	
2,000平方メートルを超える部分	700円/平方メートル		
適用除外する事項	－		
その他の事項	1 策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっている又は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造であることを確認できること。 2 区分所有のその他共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。		

補助事業の対象となる者	住宅耐震化補助
	住宅耐震改修工事費補助
	次に掲げる要件を全て満たす者(ただし、戸建住宅及びその他共同住宅の場合、以下の全ての要件を満たす兵庫県民(個人)に限る。マンションについては第2項を除く。)又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族。 1 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店

	舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものを含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅(この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」(これらの事業について「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助(改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」、「住宅耐震改修工事費補助(居室耐震型改修工事)」又は「防災ベッド等設置費補助」を除く。)の補助金を受けたものを除く。)を所有する者(区分所有のマンションにおいては管理組合) (1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (2) 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの 2 所有者の所得が1,200万円(給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円)以下の者 3 兵庫県住宅再建共済制度(家財再建共済制度を除く。)に加入している又は加入する住宅を所有する者 4 高砂市税を完納していること。	
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅(補助事業の対象となる者の第1項及び第3項に定める住宅をいう。以下同じ。)の耐震改修工事に要する経費(戸建住宅においては総額50万円以上のものに限る、その他共同住宅及びマンションにおいては居住の用に供する部分に係るものに限る。)	
補助率	戸建住宅:4/5、その他共同住宅:4/5、マンション1/2	
補助金の額	戸建住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は130万円のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)。 ただし、この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」における「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助(改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」若しくは「住宅耐震改修工事費補助(居室耐震型改修工事)」の補助金を受けた住宅にあつては、過去に受けた当該補助金の額を控除する。
	その他共同住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は40万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)

	マンション	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額、補助事業の対象となる住宅の延べ面積(ただし、居住の用に供する部分に限る。)に1平方メートルにつき25,100円を乗じて得た額(下表の延べ面積の区分に応じた絶対限度額を上限とする。)のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て) <table><tr><td>延べ面積の区分^(注)</td><td>絶対限度額</td></tr><tr><td>1,000平方メートル以上5,000平方メートル以内</td><td>3,000万円</td></tr><tr><td>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内</td><td>6,000万円</td></tr><tr><td>10,000平方メートルを超え15,000平方メートル以内</td><td>9,000万円</td></tr><tr><td>15,000平方メートル超</td><td>1億3,500万円</td></tr></table> (注)居住の用に供する部分に限る。	延べ面積の区分 ^(注)	絶対限度額	1,000平方メートル以上5,000平方メートル以内	3,000万円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	6,000万円	10,000平方メートルを超え15,000平方メートル以内	9,000万円	15,000平方メートル超	1億3,500万円
延べ面積の区分 ^(注)	絶対限度額											
1,000平方メートル以上5,000平方メートル以内	3,000万円											
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	6,000万円											
10,000平方メートルを超え15,000平方メートル以内	9,000万円											
15,000平方メートル超	1億3,500万円											
適用除外する事項	—											
その他の事項	1 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。 2 区分所有のその他共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数とする。 3 補助事業の対象となる耐震改修工事は、以下の事業者のいずれかとの契約による工事であること(ただし、マンションの場合を除き、その他共同住宅の場合は(1)に限る。) (1) 住宅改修業者登録制度に登録し、補助実績の公表に同意した事業者 (2) 事業者グループを構成し、補助実績の公表に同意した事業者											

補助事業の対象となる者	部分型耐震化補助
	簡易耐震改修工事費補助
	次に掲げる要件を全て満たす者(ただし、戸建住宅及びその他共同住宅の場合にあっては次の全ての要件を満たす兵庫県民(個人)に限り、マンションについては第2項を除く。)又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族 1 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの)を含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅(この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業(これらの事業について(「住宅耐震改修計画策定費補助」又は「防災ベッド等設置費補助」を除く。))の補助金を受けたものを除く。)を所有する者(区分所有のマンションにおいては管理組合) (1) 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満又はIs値が0.3未満のもの (2) 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17

	年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの(上部構造評点が0.7未満である場合に限る。) 2 所有者の所得が1,200万円(給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円)以下の者 3 兵庫県住宅再建共済制度(家財再建共済制度を除く。)に加入している又は加入する住宅を所有する者 4 高砂市税を完納していること。	
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅(補助事業の対象となる者の第1項及び第3項に定める住宅をいう。以下同じ。)の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費(戸建住宅においては総額が50万円以上のものに限り、その他共同住宅及びマンションにおいては居住の用に供する部分に係るものに限る。)。ただし、「住宅耐震改修計画策定費補助」の補助金を受けた住宅にあつては、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を除く。	
補助率	戸建住宅:4/5、その他共同住宅:4/5、マンション1/2	
補助金の額	戸建住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は50万円のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はIs値が0.3以上であることが確認できたため、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事を実施しない場合にあつては、3万3,000円(定額)とする。
	その他共同住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は20万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はIs値が0.3以上であることが確認できたため、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事を実施しない場合にあつては、4万円/戸(定額)とする。

	マンション	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は補助事業の対象となる住宅の延べ面積(居住の用に供する部分に限る。)に1平方メートルにつき12,550円を乗じて得た額(下表の延べ面積の区分に応じた絶対限度額を上限とする。)のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はIs値が0.3以上であることが確認できた場合にあっては、延べ面積に1平方メートルにつき12,550円を乗じて得た額に1/5を乗じた額又は下表の延べ面積の区分に応じた絶対限度額に1/5を乗じた額のいずれか低い額(いずれも居住の用に供する部分に係るものに限る。)とする。 <table><tr><th>延べ面積の区分^(注)</th><th>絶対限度額</th></tr><tr><td>1,000平方メートル以上5,000平方メートル以内</td><td>1,500万円</td></tr><tr><td>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内</td><td>3,000万円</td></tr><tr><td>10,000平方メートルを超え15,000平方メートル以内</td><td>4,500万円</td></tr><tr><td>15,000平方メートル超</td><td>6,750万円</td></tr></table> (注)居住の用に供する部分に限る。	延べ面積の区分 ^(注)	絶対限度額	1,000平方メートル以上5,000平方メートル以内	1,500万円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	3,000万円	10,000平方メートルを超え15,000平方メートル以内	4,500万円	15,000平方メートル超	6,750万円
延べ面積の区分 ^(注)	絶対限度額											
1,000平方メートル以上5,000平方メートル以内	1,500万円											
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	3,000万円											
10,000平方メートルを超え15,000平方メートル以内	4,500万円											
15,000平方メートル超	6,750万円											
適用除外する事項	－											
その他の事項	1 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上若しくはIs値が0.3以上となっていること又は耐震診断の結果上部構造評点が0.7以上若しくはIs値が0.3以上であることが確認できること。 2 区分所有のその他共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数とする。 3 補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。ただし、マンションの場合を除く。											

補助事業の対象となる者	部分型耐震化補助
	屋根軽量化工事費補助
	次に掲げる要件を全て満たす者(ただし、戸建住宅及びその他共同住宅の場合にあっては次の全ての要件を満たす兵庫県民(個人)に限り、マンションについては第2項を除く。)又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族 1 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの)を含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅(この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業(これらの事業について(「住宅耐震改修計画策定費補助」又は「防災ベッド等設置費補助」を除く。))の補助金を受けたものを除く。)を所有する者(区分所有

	のマンションにおいては、管理組合) (1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもののうち下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの (2) 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">屋根の仕様</th><th rowspan="2">上部構造評点</th></tr> <tr> <th>改修前</th><th>改修後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常に重い屋根</td><td>軽い屋根</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>重い屋根</td><td>軽い屋根</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>非常に重い屋根</td><td>重い屋根</td><td>0.5</td></tr> </tbody> </table> 2 所有者の所得が1,200万円(給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円)以下の者 3 兵庫県住宅再建共済制度(家財再建共済制度を除く。)に加入している又は加入する住宅を所有する者 4 高砂市税を完納していること。		屋根の仕様		上部構造評点	改修前	改修後	非常に重い屋根	軽い屋根	0.4	重い屋根	軽い屋根	0.5	非常に重い屋根	重い屋根	0.5
屋根の仕様		上部構造評点														
改修前	改修後															
非常に重い屋根	軽い屋根	0.4														
重い屋根	軽い屋根	0.5														
非常に重い屋根	重い屋根	0.5														
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅(補助事業の対象となる者の第1項及び第3項に定める住宅をいう。以下同じ。)の補助事業の対象となる者の第1項の表中の屋根の仕様に示す改修工事及びそれに併せて実施する耐震改修工事に要する経費(戸建住宅においては総額が50万円以上のものに限り、その他共同住宅及びマンションにおいては居住の用に供する部分に係るものに限る。)															
補助率	戸建住宅:定額、その他共同住宅:1/2、マンション1/2															
補助金の額	戸建住宅	50万円														
	その他共同住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は20万円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)														

	マンション	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は補助事業の対象となる住宅の延べ面積(居住の用に供する部分に限る。)に1平方メートルにつき12,550円を乗じて得た額(下表の延べ面積の区分に応じた絶対限度額を上限とする。)のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)	
		延べ面積の区分 ^(注)	絶対限度額
		1,000平方メートル以上5,000平方メートル以内	1,500万円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	3,000万円
		10,000平方メートルを超え15,000平方メートル以内	4,500万円
		15,000平方メートル超	6,750万円
		(注)居住の用に供する部分に限る。	
適用除外する事項	－		
その他の事項	1 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数とする。 2 補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。ただし、マンションの場合を除く。		

補助事業の対象となる者	部分型耐震化補助
	シェルター型工事費補助
次に掲げる要件を全て満たす兵庫県民(個人)又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族 1 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの)を含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅(この事業)又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業(これらの事業について「住宅耐震改修計画策定費補助」又は「防災ベッド等設置費補助」を除く。)の補助金を受けたものを除く。)を所有する者 (1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (2) 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの 2 所有者の所得が1,200万円(給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円)以下の者 3 兵庫県住宅再建共済制度(家財再建共済制度を除く。)に加入している又は加入する住宅を所有する者 4 高砂市税を完納していること。	

補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅(補助事業の対象となる者の第1項及び第3項に定める住宅をいう。以下同じ。)におけるシェルターの設置工事(シェルター型工事)(総額が10万円以上のもの)に限り、その他共同住宅及びマンションにおいては、居住の用に供する部分に係るものに限る。)に要する経費	
補助率	定額	
補助金の額		
	区 分	補助金額
	1 高齢者のみが居住する住宅に設置する場合	補助事業の対象となる経費が10万円以上50万円未満の場合は10万円、50万円以上の場合は、補助事業の対象となる経費と100万円でいずれか低い額とする。
	2 1以外の場合	補助事業の対象となる経費が10万円以上50万円未満の場合は10万円、50万円以上の場合は50万円とする。
適用除外する事項	－	
その他の事項	－	

補助事業の対象となる者	地震危険住宅建替工事費補助 次に掲げる要件を全て満たす兵庫県民(個人) 1 除却する住宅(この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」(これらの事業について「住宅耐震改修計画策定費補助」、「シェルター型工事費補助」又は、「住宅耐震改修工事費補助(居室耐震型改修工事)」又は「防災ベッド等設置費補助」を除く。)の補助金を受けたものを除く。)の所有者又はその所有者に準ずると認める者 2 新たに建築する住宅の所有者 3 所得が1,200万円(給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円)以下の者 4 高砂市税を完納していること。
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる者が、第1項の住宅を第2項の住宅に同一敷地内で建て替える工事(総額が100万円以上のものに限る。)に要する経費。ただし、この事業のうち「シェルター型工事費補助」又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「シェルター型工事費補助」若しくは「住宅耐震改修工事費補助(居室耐震型改修工事)」の補助金を受けた住宅については、過去に受けている補助金の額を控除するものとする。 1 除却する住宅は、次に掲げる要件を全て満たすこと (1) 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅(店舗等併用住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。))を含む。 (2) 所有者又はその所有者に準ずると市長が認める者が自己の居住の用に供するもの (3) 次に掲げる要件のいずれかを満たすもの ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの(上部構造評点が0.7又はIs値が0.3未満である場合に限る。) イ 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年

	度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの（総合評点が0.7未満である場合に限る。） ウ「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断票」を活用し、市長が倒壊の危険性があると認めたもの 2 建て替え後の住宅は、次に掲げる要件を全て満たすこと (1) 所有者が自己の居住の用に供するもの (2) 兵庫県住宅再建共済制度(家財再建共済制度を除く。)に加入するもの (3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第2号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであること。ただし、令和3年度末までに設計に着手している場合は、この限りでない。 (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内でないこと。ただし、令和3年度末までに設計に着手している場合は、この限りでない。 (5) 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「土砂災害特別警戒区域内」で建設された住宅の内、3戸以上のもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市長の勧告に従わなかった旨の公表に係るものでないこと。ただし、令和4年度末までに設計に着手している場合は、この限りではない。
補助率	4／5
補助金の額	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は100万円のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)
適用除外する事項	
その他の事項	－

補助事業の対象となる者	地震危険住宅除却工事費補助 次に掲げる要件を全て満たす者(個人) 1 除却する住宅(この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」(これらの事業について「住宅耐震改修計画策定費補助」又は「防災ベッド等設置費補助」を除く。)の補助金を受けたものを除く。)の所有者又はその所有者に準ずると認める者 2 所得が1,200万円(給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円)以下の者 3 高砂市税を完納していること。
補助事業の対象となる経費	次に掲げる要件を全て満たす住宅の除却に要する経費 1 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅(店舗等併用住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。)を含む。) 2 次の各号のいずれかの要件を満たすもの (1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの(上部構造評点が0.7又はIs値が0.3未満である場合に限る。)

	(2) 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの(総合評点が0.7未満である場合に限る。) (3) 「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断票」を活用し、市長が倒壊の危険性があると認めたもの 3 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第2項に規定する特定空家等に該当しないこと。
補助率	23パーセント
補助額	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は50万円のいずれか低い額(1,000円未満の端数切捨て)
適用除外する事項	—
その他の事項	—

補助事業の対象となる者	防災ベッド等設置費補助事業 次に掲げる要件を全て満たす兵庫県民(個人)又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族 1 補助事業の対象となる住宅の居住者(所得が1,200万円(給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円)以下の者に限る。) 2 高砂市税を完納していること。
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅における防災ベッド等の設置(総額が10万円以上のものに限る。) に要する経費 【補助事業の対象となる住宅】 次に掲げる要件を全て満たす住宅 1 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅(賃貸住宅及び店舗等併用住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。)を含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅(この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」(これらの事業について「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」、「住宅耐震改修工事費補助(居室耐震型改修工事)」又は「屋根軽量化工事費補助(改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。)」を除く。)の補助金を受けたものを除く。) (1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (2) 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの 2 兵庫県家財再建共済制度に加入している又は加入する住宅(兵庫県住宅再建共済制度に

	加入している又は加入する住宅を含む。)
補助率	定額
補助金の額	10万円
適用除外する事項	—
その他の事項	—

別に定める事項

関係条項	内容
	住宅耐震改修計画策定費補助
第6条 (交付申請)	(添付書類) - 様式第耐震1-1号(耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書) - 住宅の所有者が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し(全住戸分) - 住宅の登記事項証明書 - その他住宅の所有者を証明する書類 - 建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し - 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 - 住宅の登記事項証明書 - 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) - その他建築年月を証明する書類 - 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係がわかる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等) - 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) - 耐震診断・耐震改修計画策定費用の見積書 - 区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類 - 交付申請を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 - 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 - 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 - 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類 - 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、1級・2級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) - 市税完納証明書(全住戸分) - その他市長が必要と認める図書

	(指定期日) 当該各事業に着手する前
第11条	(軽微な変更)補助金の額に変更を生じないもの(補助の対象となる住宅の変更を除く。)
第1項	(添付書類) 第6条関係の各添付書類に準じる。
(変更交付申請)	(指定期日)補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第12条	(報告事項等)
第1項	1 事業の遂行状況
(遂行状況報告)	2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第13条	(添付書類)
(実績報告)	1 様式第耐震2号(補助金算定・精算書)
	2 耐震改修工事費用の見積書
	3 交付決定通知書の写し
	4 様式第耐震3号(耐震診断報告書)
	5 住宅耐震改修に係る図書
	(1) 配置図
	(2) 平面図及び立面図(耐震改修前後)
	(3) その他耐震改修計画内容が確認できる図書
	6 耐震改修計画策定に係る契約書の写し及び領収書の写し等
	7 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し
	8 振込先が分かるものの写し(通帳等の写し)
	9 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、1級・2級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)
	10 その他市長が必要と認める図書
	(指定期日) 当該各事業が完了した日から起算して30日を超えるまでの日又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月末日のいずれか早い日
第23条	
第1項	(処分制限期間) —
(財産の処分制限)	

関係条項	内容
	住宅耐震改修工事費補助
第6条	(添付書類)
(交付申請)	1 様式第耐震1－2号(耐震改修工事住宅概要書)
	2 様式第耐震2号(補助金算定・精算書)
	3 住宅の所有者が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し(全住戸分)

	(1) 住宅の登記事項証明書 (2) その他住宅の所有者を証明する書類 4 建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他建築年月を証明する書類 5 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係がわかる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等) 6 様式第耐震3号(耐震診断報告書) 7 所得証明書の写し(全住戸分)(マンションの場合を除く。) 8 住宅耐震改修に係る図書 (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 平面図及び立面図(耐震改修前後) (4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 9 区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類 (1) 交付申請を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 (2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 (3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 (4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類 10 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証(マンションの場合を除く) (2) 兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類(木造戸建住宅の場合に限る) 11 様式第耐震5-1号(耐震改修工事実績公表同意書)(マンションの場合を除く。) 12 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、1級・2級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) 13 市税完納証明書(全住戸分) 14 その他市長が必要と認める図書 ※ 交付申請書を住宅耐震改修計画策定費補助の実績報告書と同時に提出する場合は、上記3から6まで、8及び13の書類は、当該実績報告書をもって代えることができる。 (指定期日) 当該各事業に着手する前
第11条	(軽微な変更)補助金の額に変更を生じないもの(補助の対象となる住宅の変更を除く。)
第1項	(添付書類) 第6条関係の各添付書類に準じる。

(変更交付申請)	(指定期日)補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第12条 第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第13条 (実績報告)	(添付書類) 1 様式第耐震2号(補助金算定・精算書) 2 交付決定通知書の写し 3 様式第耐震4号(耐震改修工事実施確認書) 4 改修工事に係る確認済証の写しおよび検査済証の写し(改修工事に建築確認が必要な場合のみ) 5 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し等 6 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 7 様式第耐震5-2号(耐震改修工事实績公表内容報告書)(マンションの場合を除く) 8 振込先が分かるものの写し(通帳等の写し) 9 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、1級・2級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) 10 その他市長が必要と認める図書 (指定期日) 当該各事業が完了した日から起算して30日を超えるまでの日又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月末日のいずれか早い日
第23条 第1項 (財産の処分制限)	(処分制限期間) —

関係条項	内 容
	簡易耐震改修工事費補助
第6条 (交付申請)	(添付書類) 1 様式第耐震簡1号(耐震改修住宅概要書) 2 住宅の所有者が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し(全住戸分) (1) 住宅の登記事項証明書 (2) その他住宅の所有者を証明する書類 3 建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの)

	(4) その他建築年月を証明する書類 4 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係がわかる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等) 5 所得証明書の写し(全住戸分)(マンションの場合を除く。) 6 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) 7 区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類 (1) 交付申請を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 (2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 (3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 (4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類 8 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証(マンションの場合を除く) (2) 兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類(木造戸建住宅の場合に限る) 9 様式第耐震5-1号(耐震改修工事実績公表同意書)(マンションの場合を除く。) 10 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、1級・2級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) 11 市税完納証明書(全住戸分) 12 その他市長が必要と認める図書
	(指定期日) 当該各事業に着手する前
第11条	(軽微な変更)補助金の額に変更を生じないもの(補助の対象となる住宅の変更を除く。)
第1項	(添付書類) 第6条関係の各添付書類に準じる。
(変更交付申請)	(指定期日)補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第12条	(報告事項等)
第1項	1 事業の遂行状況
(遂行状況報告)	2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第13条	(添付書類)
(実績報告)	1 様式第耐震簡2号(補助金精算書) 2 交付決定通知書の写し 3 様式第耐震簡3号(耐震診断報告書) 4 住宅耐震改修に係る図書 (1) 配置図 (2) 平面図及び立面図(耐震改修前後)

	(3) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 5 改修工事に係る確認済証の写しおよび検査済証の写し(改修工事に建築確認が必要な場合のみ) 6 様式第耐震簡4号(耐震改修工事実施確認書) 7 耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し等 8 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 9 様式第耐震5-2号(耐震改修工事実績公表内容報告書)(マンションの場合を除く) 10 振込先が分かるものの写し(通帳等の写し) 11 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、1級・2級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) 12 その他市長が必要と認める図書 (指定期日) 当該各事業が完了した日から起算して30日を超えるまでの日又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月末日のいずれか早い日
第23条第1項 (財産の処分制限)	(処分制限期間) —

関係条項	内 容
	屋根軽量化工事費補助
第6条 (交付申請)	(添付書類) 1 様式第耐震部分1号(耐震改修工事住宅概要書) 2 様式第耐震部分2号(補助金算定・精算書) 3 住宅の所有者が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し(全住戸分) (1) 住宅の登記事項証明書 (2) その他住宅の所有者を証明する書類 4 建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他建築年月を証明する書類 5 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係がわかる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等) 6 様式第耐震部分3号(耐震工事事業計画書)

	7 所得証明書の写し(全住戸分)(マンションの場合を除く。) 8 住宅耐震改修に係る図書 (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 平面図及び立面図(耐震改修前後) (4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 9 区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類 (1) 交付申請を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類 (2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 (3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 (4) 店舗併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類 10 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証(マンションの場合を除く) (2) 兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類(木造戸建住宅の場合に限る) 11 様式第耐震5-1号(耐震改修工事実績公表同意書)(マンションの場合を除く。) 12 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、1級・2級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) 13 市税完納証明書(全住戸分) 14 その他市長が必要と認める図書 (指定期日) 当該各事業に着手する前
第11条	(軽微な変更)補助金の額に変更を生じないもの(補助の対象となる住宅の変更を除く。)
第1項	(添付書類) 第6条関係の各添付書類に準じる。
(変更交付申請)	(指定期日)補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第12条第1項	(報告事項等)
(遂行状況報告)	1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第13条	(添付書類)
(実績報告)	1 様式第耐震部分2号(補助金算定・精算書) 2 交付決定通知書の写し 3 様式第耐震部分4号(耐震改修工事実施確認書) 4 改修工事に係る確認済証の写しおよび検査済証の写し(改修工事に建築確認が必要な場合のみ) 5 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し等

	6 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 7 様式第耐震5－2号(耐震改修工事実績公表内容報告書)(マンションの場合を除く) 8 振込先が分かるものの写し(通帳等の写し) 9 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、1級・2級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) 10 その他市長が必要と認める図書 (指定期日) 当該各事業が完了した日から起算して30日を超えるまでの日又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月末日のいずれか早い日
第23条第1項 (財産の処分制限)	(処分制限期間) —

関係条項	内 容
	シェルター型工事費補助
第6条 (交付申請)	(添付書類) 1 様式第耐震部分1号(耐震改修工事住宅概要書) 2 様式第耐震部分2号(補助金算定・精算書) 3 住宅の所有者が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の登記事項証明書 (2) その他住宅の所有者を証明する書類 4 建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他建築年月を証明する書類 5 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係がわかる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等) 6 改修後の住宅の居住者の全員が高齢者の場合、その居住者全員の年齢(生年月日)がわかる書類(居住者全員の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等) 7 様式第耐震部分3号(耐震工事事業計画書) 8 所得証明書の写し 9 住宅耐震改修に係る図書 (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 平面図及び立面図(耐震改修前後)

	(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 10 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、1級・2級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) 11 市税完納証明書 12 その他市長が必要と認める図書 (指定期日) 当該各事業に着手する前
第11条	(軽微な変更)補助金の額に変更を生じないもの(補助の対象となる住宅の変更を除く。)
第1項	(添付書類) 第6条関係の各添付書類に準じる。
(変更交付申請)	(指定期日)補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第12条第1項	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第13条	(添付書類)
(実績報告)	1 様式第耐震部分2号(補助金算定・精算書) 2 交付決定通知書の写し 3 様式第耐震部分4号(耐震改修工事実施確認書) 4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し等 5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 6 振込先が分かるものの写し(通帳等の写し) 7 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、1級・2級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) 8 その他市長が必要と認める図書 (指定期日) 当該各事業が完了した日から起算して30日を超えるまでの日又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月末日のいずれか早い日
第23条第1項	
(財産の処分制限)	(処分制限期間) —

関係条項	内 容
	地震危険住宅建替工事費補助
第6条	(添付書類)
(交付申請)	1 様式第建防1号(住宅概要書) 2 除却する住宅の所有者が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の登記事項証明書

	(2) その他住宅の所有者を証明する書類 3 除却する住宅の建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) 4 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) 5 除却する住宅の配置図 6 除却する住宅に居住している者の住民票の写し 7 除却する住宅の所有者と申請者が異なる場合は、所有者の二親等以内である者であることを証明できるもの 8 除却する住宅の耐震診断結果の写し又は様式第建防2号(旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断票)の写し(市長が倒壊の危険性があると認めたものに限る) 9 申請者の所得証明書の写し 10 建替工事の見積書 11 除却する住宅の外観写真 12 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、1級・2級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) 13 申請者の市税完納証明書 14 その他市長が必要と認める図書 (指定期日) 当該各事業に着手する前
第11条	(軽微な変更)補助金の額に変更を生じないもの(補助の対象となる住宅の変更を除く。)
第1項	(添付書類) 第6条関係の各添付書類に準じる。
(変更交付申請)	(指定期日)補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第12条第1項	(報告事項等)
(遂行状況報告)	1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第13条	(添付書類)
(実績報告)	1 交付決定通知書の写し 2 新たに建築した住宅の建築年月・耐震基準への適合状況・設計者が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の確認済証 (2) 住宅の所有者、建築年月、現行の建築基準法への適合状況及び設計者を証明する書類 3 新たに建築した住宅が建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物の場合建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類

	4 建替えに係る工事契約書の写し及び領収書の写し等 5 新たに建築する住宅の検査済証の写し 6 完了写真 7 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 8 申請者の住民票の写し 9 振込先が分かるものの写し(通帳等の写し) 10 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、1級・2級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) 11 その他市長が必要と認める図書 (指定期日) 当該各事業が完了した日から起算して30日を超えるまでの日又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月末日のいずれか早い日
第23条第1項 (財産の処分制限)	(処分制限期間) —

関係条項	内 容
	地震危険住宅除却工事費補助
第6条 (交付申請)	(添付書類) 1 様式第建防1号(住宅概要書) 2 除却する住宅の所有者が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の登記事項証明書 (2) その他住宅の所有者を証明する書類 3 除却する住宅の建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) 4 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) 5 配置図 7 除却する住宅の所有者と申請者が異なる場合は、所有者の二親等以内である者であることを証明できるもの 8 除却する住宅の耐震診断結果の写し又は様式第建防2号(旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断票)の写し(市長が倒壊の危険性があると認めたものに限り) 8 申請者の所得証明書の写し 9 除却工事の見積書 10 除却する住宅の外観写真 11 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、1

	級・2級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) 12 申請者の市税完納証明書 13 その他市長が必要と認める図書 (指定期日) 当該各事業に着手する前
第11条 第1項 (変更交付申請)	(軽微な変更)補助金の額に変更を生じないもの(補助の対象となる住宅の変更を除く。) (添付書類) 第6条関係の各添付書類に準じる。 (指定期日)補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第12条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第13条 (実績報告)	(添付書類) 1 交付決定通知書の写し 2 除却に係る工事契約書の写し及び領収書の写し等 3 完了写真 4 振込先が分かるものの写し(通帳等の写し) 5 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、1級・2級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) 6 その他市長が必要と認める図書 (指定期日) 当該各事業が完了した日から起算して30日を超えるまでの日又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月末日のいずれか早い日
第23条第1項 (財産の処分制限)	(処分制限期間) —

関係条項	内 容
	防災ベッド等設置費補助
第6条 (交付申請)	(添付書類) 1 様式第建防1号(住宅概要書) 2 住宅の建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の建築年月を証明する書類 3 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係がわかる書類(所有者の運転免許証又はマイナン

	バーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等) 4 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) 5 住宅の耐震診断結果の写し 6 申請者の住民票の写し 7 申請者の所得証明書の写し 8 設置しようとしている防災ベッド等に関する仕様書及び見積書 9 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、1級・2級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) 10 申請者の市税完納証明書 11 その他市長が必要と認める図書
	(指定期日) 当該各事業に着手する前
第 10 条	(軽微な経費配分の変更)補助金の額に変更を生じないもの
第1項	(軽微な事業内容の変更)
(内容変更申請)	補助事業の対象となる住宅の変更以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの
	(添付書類) 第6条関係の各添付書類に準じる。
第11条	(軽微な変更)補助金の額に変更を生じないもの(補助の対象となる住宅の変更を除く。)
第1項	(添付書類) 第6条関係の各添付書類に準じる。
(変更交付申請)	(指定期日)補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第 12 条	(報告事項等)
第1項	1 事業の遂行状況
(遂行状況報告)	2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第13条	(添付書類)
(実績報告)	1 交付決定通知書の写し 2 防災ベッド等の設置に係る契約書及び領収書の写し等 3 完了写真 4 兵庫県家財再建共済制度若しくは兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県家財再建共済制度若しくは兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 5 振込先が分かるものの写し(通帳等の写し) 6 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、1級・2級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) 7 その他市長が必要と認める図書
	(指定期日) 当該各事業が完了した日から起算して30日を超えるまでの日又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月末日のいずれか早い日
第 23 条	
第1項	(処分制限期間) —
(財産の	

処分制 限)	
-----------	--